

介護扶助における居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の取扱いについて

生活保護を受けている患者（以下「利用者」という。）に対し、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「当該サービス」という。）を行う場合の取扱いは、次のとおりになります。

- 1 「介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」という。）に対する居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の策定等に必要な情報提供を行うこと」が算定要件となっている当該サービス費については、利用者の担当ケアマネージャーへの情報提供を必ず行ってください。

※ 別紙「居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定する際の介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供の要否について」参照

- 2 当該サービスの利用を開始した利用者について、FAX 又は郵送にて、生活保護法介護券（以下「介護券」という。）の請求を行ってください。

※ 様式は、別紙「FAX 送信用紙」を使用してください。なお、同等の内容が確認できるものであれば任意の様式でも結構です。

また、電話による連絡は受け付けることができませんので、予めご了承ください。

- 3 当該サービスの利用を終了した利用者についても、上記2と同様に FAX 又は郵送にて連絡してください。

4 請求・連絡先

- (1) FAX の場合

0 1 6 6 - 2 6 - 7 6 5 4

- (2) 郵送の場合

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎5階

福祉保険部生活支援課医療介護係

5 上記の取扱い開始年月日

平成28年7月1日

【補足・留意点等】

- ・利用者の担当ケアマネージャーについては本人又はご家族等に確認してください。
- ・介護券は毎月下旬から月末にかけて、翌月分が交付されます。介護券が届いてない方の分について、上記2のとおり請求を行ってください。
- ・当該サービス利用終了の連絡がない限り、介護券は発行され続けます。不要な方の分について、上記3のとおり連絡してください。
- ・介護券の交付を受けないまま当該サービス費の請求を行った場合、返戻の対象となる場合があるのでご注意ください。

(担当)

福祉保険部生活支援課医療介護係

電話0 1 6 6 - 2 5 - 9 1 2 1